

1 審議事項

- (1) 役員等の選出について 【資料1】
- (2) 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の一部改正について 【資料2】
- (3) 「救急現場におけるDNAR対応検討部会」のスケジュール等の変更について 【資料3】

2 報告事項

- (1) 産婦人科救急体制ルールの一部変更について 【資料4】
- (2) 医師搬送不応需理由の調査結果について 【資料5】

1 審議事項

【資料1】

役員等の選出について

令和 7 年度札幌市救急業務検討委員会 各部会委員指名 名簿（案）

	所属	役職	氏名	検討委員会	作業部会	検証部会	D N A R 検討部会
1	札幌市医師会	副会長	野中 雅	○			
2	札幌市医師会	救急医療部長	中村 雅則	○			
3	札幌市医師会	救急医療対策委員会 委員長	奈良 理	○			
	手稲溪仁会病院	救命救急センター 副センター長					
4	札幌市医師会	夜間急病センター センター長	井上 弘行	○	○		○
5	札幌市医師会	事務局長	阿部 佳央	○	○		○
6	札幌医科大学	医学部 救急医学講座 教授	成松 英智	○			
7	札幌医科大学	医学部 医療安全・病院管理学講座 准教授	上村 修二	○	○	○	○
8	北海道大学大学院	医学研究院 教授	和田 剛志	○			
9	北海道大学病院	救急科 助教	前川 邦彦	○	○	○	○
10	市立札幌病院	救命救急センター 部長	梶嶋 久子	○		○	
11	市立札幌病院	救命救急センター 副医長	小館 旭	○	○		○
12	北海道医療センター	救命救急部長	碓 光司	○			
13	北海道医療センター	救急科 医長	塩谷 信喜	○	○	○	○
14	手稲溪仁会病院	救命救急センター 副センター長	大西 新介	○	○	○	○
15	北海道看護協会	専務理事	田中かおり	○			○
16	勤医協中央病院	救急科科長 救急センター長	田口 大	○		○	○
17	札幌東徳洲会病院	救急センター センター長	増井 伸高	○		○	
18	札幌積心会病院	脳神経外科 部長	太田 仲郎	○		○	
19	札幌市在宅医療協議会	在宅救急部長	鈴木 研一	○			○
20	札幌市保健福祉局	医療政策担当部長	高田 誉之	○			
21	札幌市保健福祉局	地域医療担当課長	加藤 孝典	○			○

1 審議事項

【資料2】

「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の一部改正について

○令和5年度第1回検証部会

三次検証に至る症例（妊婦頭部外傷）の検証結果から、基準内の記載例を**腹部侵襲に限定せず、緊急に処置を必要とする場合を想定した記載にするよう提言**

○令和6年度第1回救急業務検討委員会

事務局案再検討

外傷症例の観察・判断基準

旧案



外傷症例の観察・判断基準

新案



旧

(妊婦の場合(例))

妊婦(分娩兆候のある場合を含む)で、腹部に侵襲を受けた(可能性も含む)
又は、その他損傷から緊急手術等の可能性があり、胎児への影響が疑われるか

○腹部の痛み、張り など ○胎動の低下 など ○性器出血
○高度頭部外傷 ○意識障害を伴う外傷 など

新

(妊婦の場合(例))

妊婦(分娩兆候のある場合を含む)で、腹部に侵襲を受けて胎児への影響が疑われるか、緊急の処置が必要になる、又はその可能性がある妊婦※

○腹部の痛み、張り ○胎動の低下 ○性器出血 ○痙攣
○バイタルサインの異常 など

※緊急処置の必要性について判断に躊躇する場合、MC医師への助言要請も考慮すること。

1 審議事項

【資料3】

「救急現場におけるDNAR対応検討部会」のスケジュール
の変更について

札幌市救急業務検討委員会

審議事項

「救急現場における D N A R 対応」検討部会
スケジュールの変更について

進捗報告

救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への
対応ルールの策定に向けて

第1回：令和7年5月26日（月）

第2回：令和7年9月19日（金）

「救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者への対応」ルール策定に向けて

超高齢社会において、近年、地域の医療連携が進み、かかりつけ医師と家族等が話し合いを重ねて（ACP：人生会議）、本人が望む「住み慣れた自宅などで最期を迎えたい」との意思を尊重する、お看取りが増えてきている。
その場に呼ばれた救急隊は、医療機関への搬送を主眼としており対応に苦慮している。現行の救急業務の課題として、この課題に対応する救急隊の活動プロトコルの策定を目的としている。

「救急現場におけるD N A R対応」検討部会

札幌市救急業務検討委員会の作業部会（R6.10承認）として、委員等11名で構成。令和7年度から、外部有識者4名を臨時委員に招聘し15名体制の検討

検討項目について

項目1

DNARに対する救急隊の活動プロトコル

項目2

救急隊による明らかな死亡の判断と不搬送要領

項目3

市民及び関係機関への啓発事業

札幌市消防局の現行の対応方針

119要請＝救命活動

消防法に規定される救急業務（法定）

消防法第2条9項 救急業務

救急業務とは、災害により生じた事故～中略～傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

当局の救急に関する警防活動要領（内規）

第1編第4章救急活動の基本 第1 救急活動の原則

救急活動は、傷病者の救命及び症状の悪化防止を主眼として、観察及び必要な応急処置を行い、症状に応じて医療機関その他適切な医療を行うことができる場所に搬送することをもって原則とする。

ご本人が人生の最終段階にあり蘇生を望まない意思表示がある方

在宅による医療・看護・介護ケア

札幌市 現在の対応

在宅医療・訪問看護・訪問介護等による地域包括ケア

家族等に意思表示
かかりつけ医

指示書作成
かかりつけ医

心肺停止

家族等が発見

かかりつけ医
連絡

かかりつけ医が
死亡確認

かかりつけ医が
死亡診断書発行



救急隊に出動要請

在宅等の医療に戻るルールがない



119番要請

口頭指導

救急隊が到着

心肺蘇生を開始

救急救命処置

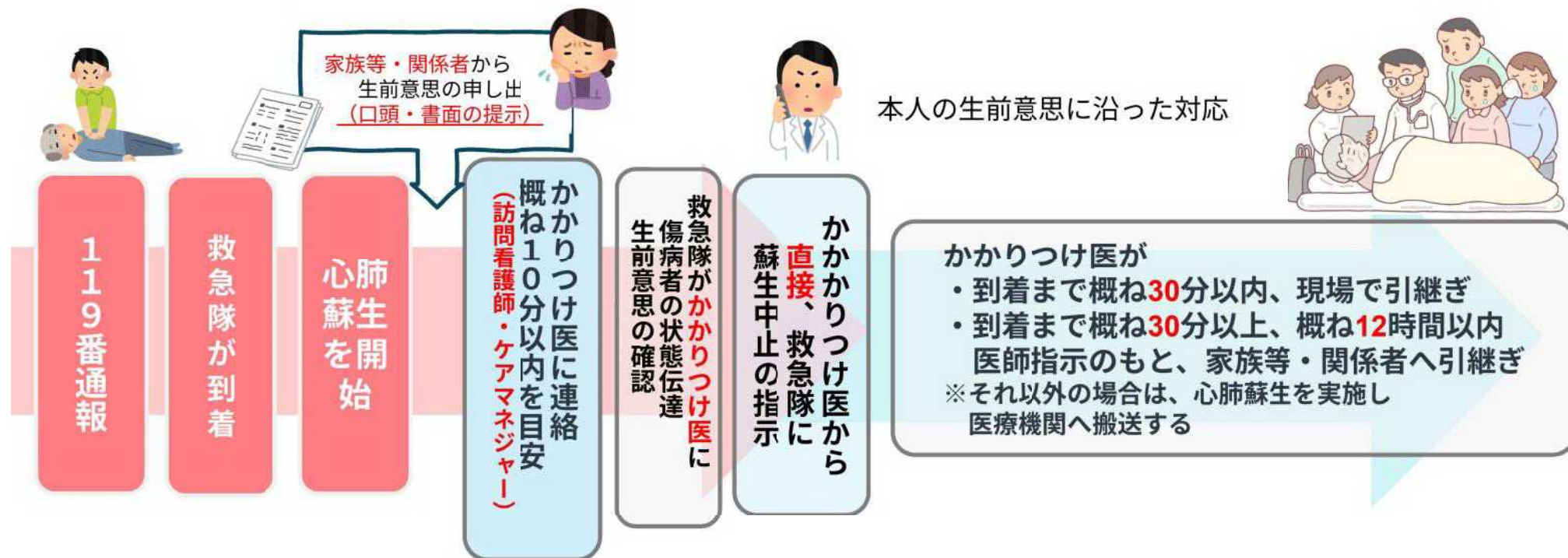


医療機関へ搬送

診察と死亡確認
搬送先医師による

基本事項について

傷病者が人生の最終段階にあり、自宅や施設等において在宅の医療・ケアを受けており、心肺停止時に心肺蘇生を望まない意思表示をされている方を対象として救急現場での対応ルールを策定します。



第1回の主な検討

- ・先行導入事例の確認
- ・基本プロトコル案の作成
- ・各構成要素の課題抽出

第2回の主な検討

- ・基本事項の再確認
- ・各構成要素の検討
対象者及び対象除外の確認
- ・かかりつけ医等の定義



各要素の検討

各項目を要素ごと分割検討



救急隊の役割明確化

心肺蘇生中止の対象者

心肺蘇生中止の対象除外

傷病者の生前意思の申し出

かかりつけ医への意思確認の方法

かかりつけ医からの心肺蘇生中止指示

かかりつけ医への引継ぎ

家族等・関係者への引継ぎ

定義の検討

かかりつけ医等の定義を検討

【かかりつけ医について】※主治医を含む

本プロトコルにおける「かかりつけ医」とは、ご本人及び家族等と事前に**心停止時の心肺蘇生の実施の有無について、自宅等での看取りについて話し合いを行った身近な医師**のことであり、心停止したご本人の意思を尊重した判断ができる医師とする。

なお、患者本人の情報を共有して患者の意思を確認できる医師を含むものとする。

【家族等の解釈範囲について】

ご本人が信頼を寄せ、人生の最終段階のご本人を支える存在という趣旨で、法的な親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みます。

※「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン・解説編」から抜粋（厚生労働省）

【関係者の解釈範囲について】

福祉施設管理者・職員、医療・ケアに日常的に関係する医療・福祉スタッフなど、ご本人の日常に携わり生前意思を共有する人々とする。

※「高齢者救急問題の現状とその対応策についての提言2024」から引用（関係14学会提言）

日本救急医学会、日本臨床救急医学会、日本老年医学会、日本緩和医療学会、日本病院前救急診療医学会、日本在宅医療連合学会、日本プライマリ・ケア連合学会、日本慢性期医療、日本救急看護学会、日本ケアマネジメント学会、全国在宅療養支援医協会、日本在宅看護学会、全国老人福祉施設協議会

「傷病者の生前意思に沿った心肺蘇生中止 確認書」について

心肺蘇生を望まない傷病者を不搬送とする際の引継ぎ書について検討した。
 なお、不搬送という解釈ではなく、相互に確認が行われたことを確認する書類であることから、以下の項目を整理して「確認書」を作成した。

傷病者の生前意思に沿った心肺蘇生中止 確認書 (事務局案)

札幌市消防局 署 救急隊

※ □には✓ 【 】内は、いずれかを○で囲むこと

救急隊 確認欄	かかりつけ医から直接、以下の指示を受けた。			
	☐ 具体的指示を受けて、心肺蘇生を中止した。			
	☐ 到着時間、【概ね30分以内・概ね12時間以内】を確認した。 (救急隊引継ぎ)・(家族等又は関係者引継ぎ)			
	傷病者氏名			
	傷病者生年月日	年 月 日	傷病者性別	男・女
家族等 又は関係者 記入欄	傷病者住所			
	救急車出勤住所			
	わたくしは、次の内容を確認しました。			
	☐ 傷病者の生前意思を表明をしました。【書面・口頭】			
	☐ かかりつけ医が心肺蘇生の中止判断したことを理解しています。			
医師 情報	☐ かかりつけ医が診断を終えるまで現状を維持し傷病者に付き添います。 ※ 家族等又は関係者に引継ぎ時のみ			
	かかりつけ医から説明を受け、救急隊が引き揚げることに同意します。			
	住 所			
	連絡先			
	傷病者との関係			
署 名				
医師 情報	所 属			
	連絡先			
	かかりつけ医			

引継ぎ時刻 【家族等・関係者・医師】 年 月 日 時 分

医師署名(サイン) ※医師に引継ぎ時のみ

必要に応じて関係者へ写しを交付する。

【救急隊の項目】

- ・チェック項目
口頭・書面の意思表示、かかりつけ医からの具体的指示
- ・記載項目
かかりつけ医、傷病者の氏名等
かかりつけ医、家族等・関係者への引継ぎ時刻

【家族等又は関係者の項目】

- ・チェック項目
生前意思の申し出たこと、かかりつけ医が心肺蘇生中止判断をしたことを理解していること、かかりつけ医が到着するまで付添うこと
- ・記載項目
署名、傷病者との関係等

【医師の項目】

- ・記載項目
署名 (医師引継ぎ時のみ)

※関係者へ写しを交付する。

救急現場における死亡判断

警防活動要領 第4編第2章第3節 死亡者の取扱い

救急現場において、明らかに死亡していると判断する要領について、一部見直しを図るもの。

観察の結果から判断する項目は、現行7項目があり、すべてが該当していなければ、最大限の救急救命処置を施し、医療機関に搬送することとしている。この7項目のうち、環境温に左右される体温の記述変更、死後硬直と死斑について総務省消防庁が示している基準に基づく内容に変更するもの。

第1 救急現場における死亡判断

2 傷病者死亡の判断基準

(1) 一見して死亡と判断できるもの

ア 頭部又は体幹部が切断している場合

イ 全身に腐敗が発生している場合

(2) 観察結果から死亡と判断できるもの

救急隊長が現場において、観察結果として傷病者が死亡していると判断できるのは、**聴診器による呼吸音かつ心音の確認、心電図モニターを活用しての心静止の確認、体温計による確認など、観察用資器材を活用して客観的に次の6項目全ての項目が該当することをもって判断すること。**観察にあたっては、各種救急資器材を有効活用するとともに、観察記録を省略しないよう徹底すること。

なお、**6項目中、1項目でも該当しなければ**、最大限の救命処置を施し医療機関へ搬送すること。

ア 意識がJCS300であること。

イ 呼吸が全く感じられないこと。

ウ 総頸動脈で脈拍が全く触知できなく、かつ心音の聴取ができないこと。

エ 瞳孔の散大が観られ、対光反射が全くないこと。

オ 体温が感じられず、冷感が認められること。なお、**環境を考慮した総合的判断**に努めること。

カ 死後硬直、又は死斑が観られること。

※各項目に注釈を追記

変更項目

- ・ 体温の環境温を考慮
- ・ 死後硬直と死斑を一項目化

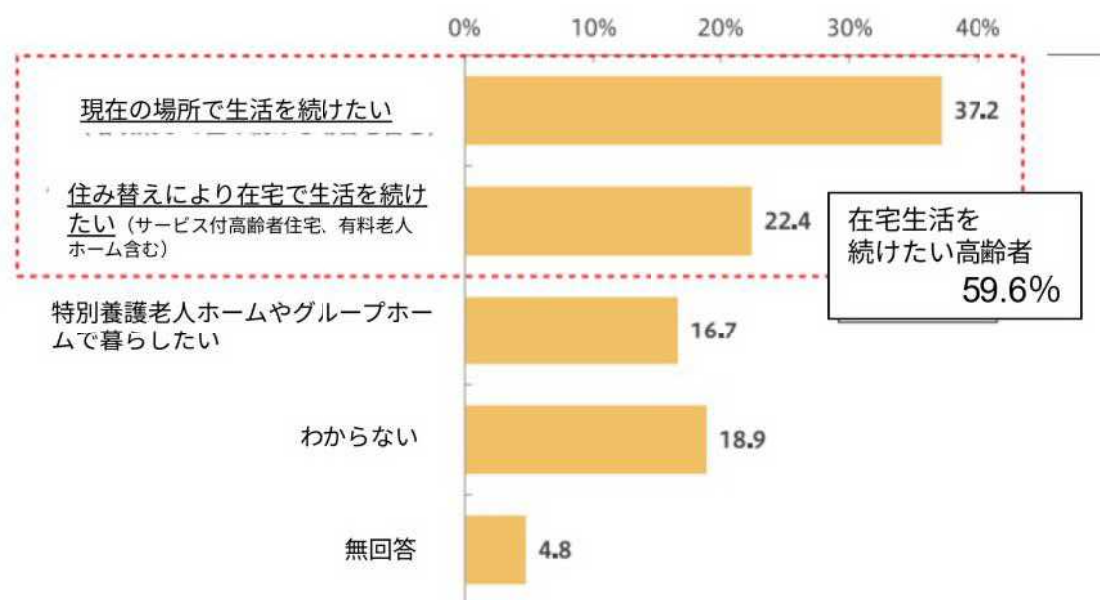
次回の検討事項

統合する「死後硬直、又は死斑」項目について、判断する際に留意する点等を具体的内容とする検討を加える。

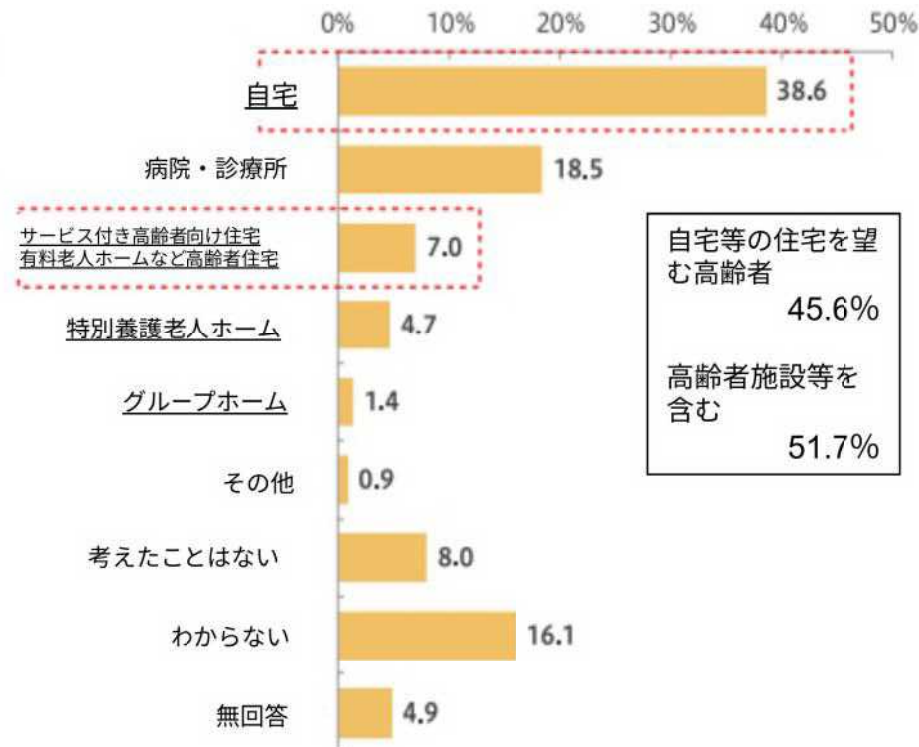
市民の意識調査から

資料：札幌市保健福祉局「高齢者に関する意識調査（65歳以上）」（令和4年度）

今後の生活場所の希望



最期を迎えたい場所



人生会議（ACP）の認知度

「ACP」や「人生会議」という言葉を知っていた人

6.5%

札幌市：令和6年度市民意識調査から

市民啓発の際に配慮すべき事項について

- 救急医療、救急隊の正しい判断
- 救急隊が、心肺停止傷病者の病院搬送をしないという誤ったメッセージにならないようにする
- 適切な時に、適切に救急車を利用するための方法

主な意見

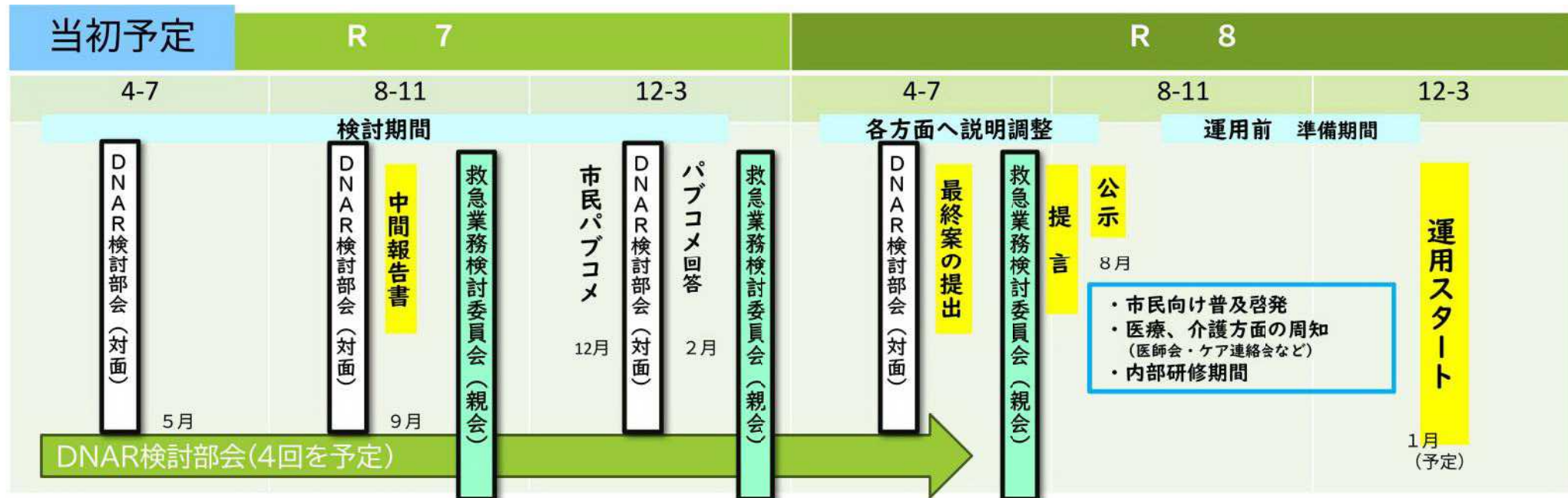
- ・ 救急搬送件数の減少を目的としていると市民に誤解されないよう、メッセージの出し方に注意が必要である。
- ・ 救急搬送によって何が起こるのかを理解していない市民や施設関係者がいるため、丁寧な説明が求められる。
- ・ 高齢者に限らず、家族も含め、小児の意思表示についても考慮し、幅広い市民が本質を理解できるような取り組みが必要である。
- ・ ケアマネージャーや訪問看護師はACPについて意識が高い一方で、高齢者施設等ではまだ理解が進んでいない場合があるため、関係機関への啓蒙を通じて市民に落とし込んでいくことが介護の面からも必要である。
- ・ 札幌市医師会では、市民への啓発事業として「在宅医療介護連携手帳」の取り組みがあり、かかりつけ医を通じて配布されている。

目次	
在宅医療・介護連携手帳	☐ 手帳の使い方 1 ☐ ジップ付きポケットの使い方 2
患者情報	☐ わたしのプロフィール 3～4 ☐ わたしの病歴～治療中～ 5～6 ☐ わたしの病歴～過去の病歴～ 7～8
かかりつけ情報	☐ 介護支援専門員 9 ☐ かかりつけ在宅医 10 ☐ 訪問看護ステーション 11～12 ☐ かかりつけ薬局 13 ☐ かかりつけ歯科医 14
多職種連携情報	☐ 介護情報 15 ☐ 栄養情報 16 ☐ 利用しているサービス情報 17～18 ☐ 必要なケア～医療処置～ 19 ☐ 必要なケア～リハビリ～ 20 ☐ 情報共有シート 21～22
伝言情報	☐ わたしの想い 23～24 ☐ 家族やみんなの想い 25～26
	☐ 同意署名欄 27

※ バインダー式で必要なページを追加できます。
追加した項目に ☒ を付けておくとう便利です。

「在宅医療介護連携手帳」

検討の経過からスケジュールの見直し



2 報告事項

【資料4】

産婦人科救急体制ルールの一部変更について

産婦人科救急体制ルールの一部変更について

1 変更日時

令和7年4月1日(火)

2 未受診妊婦の定義について

(1)変更前

札幌圏域内にかかりつけ医のいない者を未受診妊婦と定義する。

(2)変更後

母子手帳未持参かつかかりつけ医に確認することができない者を未受診妊婦と定義する。なお、旅行者を含め、外国人の場合で母子手帳に類する書類を所持していても、判読できない場合は未受診妊婦として対応する。

例

ア 母子手帳持参で週数確認できる場合

週数に応じた対応(未受診妊婦とはしない)

イ 母子手帳未持参だが、かかりつけ医に確認可能の場合

週数に応じた対応(未受診妊婦とはしない)

ウ 母子手帳未持参、かかりつけ医に確認不可の場合

未受診妊婦として対応(週数等は本人からの聞き取り)

産婦人科救急体制ルールの一部変更について

3 産婦人科二次病院の対応終了時間変更について

(1)変更前

ア 平日 17 時～翌朝9時

イ 土曜 13 時～翌朝9時

ウ 日祝 9時～翌朝9時

(2)変更後

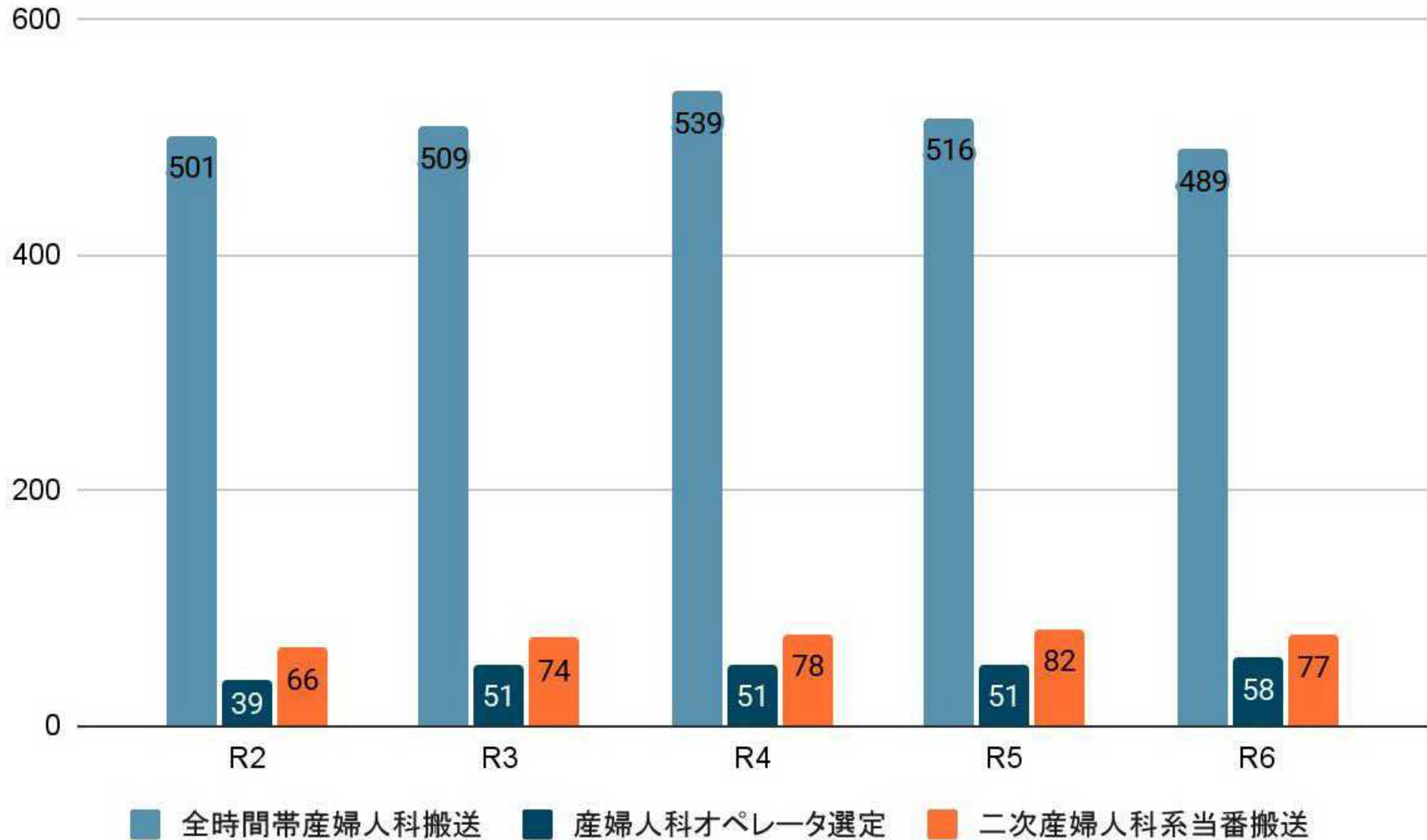
ア 平日 17 時～翌朝8時 30 分

イ 土曜 13 時～翌朝8時 30 分

ウ 日祝 8時 30 分～翌朝8時 30 分

※ 対応終了時間が早まりますが、救急隊の医療機関選定基準19時から翌朝9時までは産婦人科救急オペレーターに受入れ確認します。

(参考) 過去5年間の産婦人科搬送状況



2 報告事項

【資料5】

医師搬送不応需理由の調査結果について

医師要請及び出動状況

各年応需率等

2019 (R1)	:	352件の要請に対し279件の医師搬送	応需率	79.3%
2020 (R2)	:	274件の要請に対し184件の医師搬送	応需率	65.7%
2021 (R3)	:	273件の要請に対し129件の医師搬送	応需率	47.3%
2022 (R4)	:	261件の要請に対し 87件の医師搬送	応需率	33.3%
2023 (R5)	:	211件の要請に対し 82件の医師搬送	応需率	38.8%
2024 (R6)	:	168件の要請に対し 72件の医師搬送	応需率	42.8%

「医師要請・医師搬送の院内不応需アンケート」

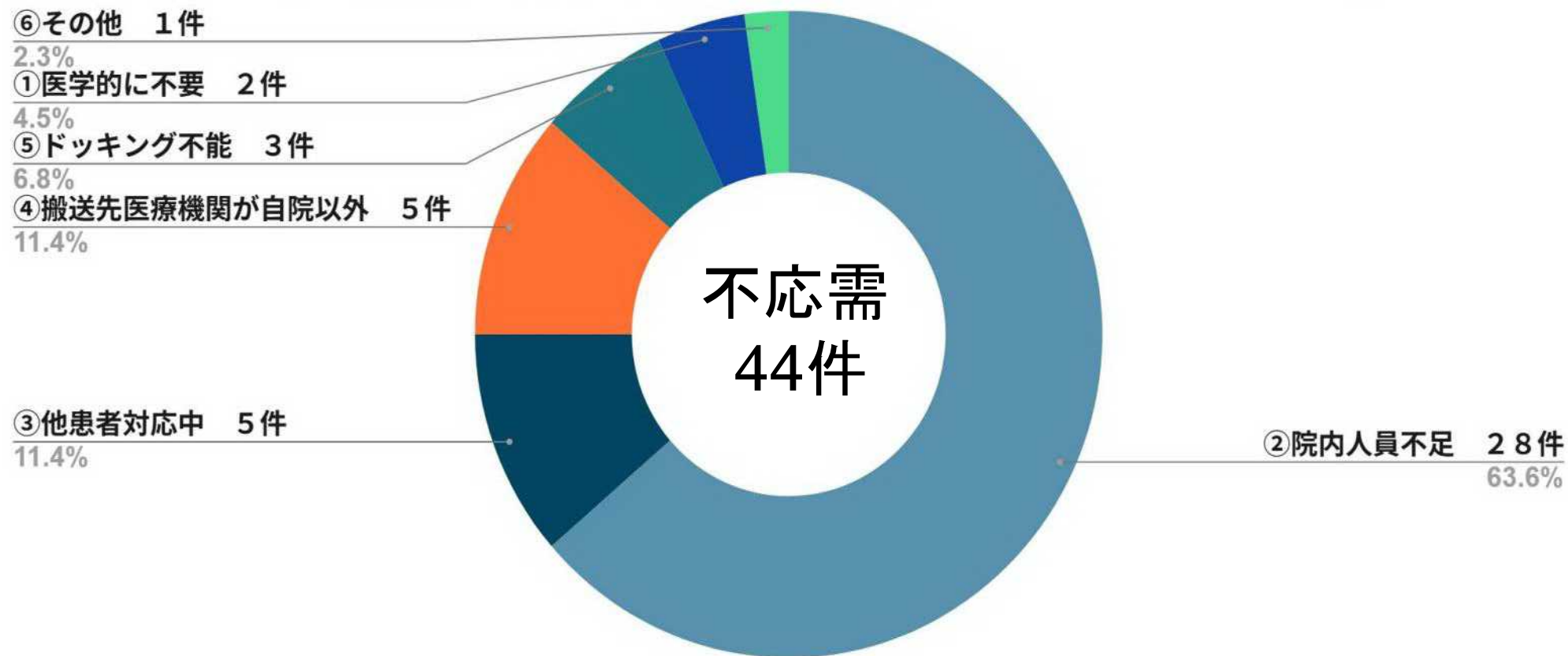
実施期間 : 令和6年12月1日～令和7年3月31日

対 象 : 札幌市内三次医療機関

実施方法 : 医師要請不応需時、理由(下記項目から選択)を回答

項 目 :
①医学的に不要(理由を記載)
②院内人員不足
③他患者対応中
④搬送先医療機関が自院以外
⑤ドッキング不能と判断
⑥その他(理由を記載)

医師要請に対する不応需理由【R6.12～R7.3】



札幌市附属機関設置条例をここに公布する。

平成26年10月 6 日

札幌市長

上田文雄

札幌市条例第43号

札幌市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関等（執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。）は、別表1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。

2 前項の規定により設置する附属機関のほか、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、執行機関等は、その規則又は管理規程で定めるところにより、臨時の附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。以下「臨時的附属機関」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関（臨時的附属機関を除く。以下第6条までにおいて同じ。）の所掌事務は、それぞれ別表1又は別表2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の

定数は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の定数の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。
- 3 前 2 項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等が適当と認める者のうちから、当該執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 5 条 附属機関の委員等（臨時委員等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれたものとみなす。

（部会等）

第 6 条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に別表 1 又は別表 2 に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員等である者は、この条例の施行

の日に、第4条第3項の規定により当該別表1又は別表2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(札幌市情報公開条例の一部改正)

- 3 札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条中「及びこれに類する合議体」を削る。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表法律又はこれに基づく政令の定めるところにより置かなければならない附属機関の委員の項を削り、同表その他の附属機関の委員の項を次のように改める。

附属機関	オンブズマン	報酬月額	550,000 円
	子どもの権利救済委員		290,000 円
	上記以外の委員その他の構成員	報酬日額	12,500 円

別表 1（第 2 条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	札幌市行政 評価委員会	本市の事業及び施策に関する 評価、本市の行政活動のうち 特定の分野に関する評価並び に本市の行政活動について特 定の観点からの評価を行うた めの審議並びに本市の行政評 価制度についての審議に関す ること。	8 人以 内	2 年
	札幌市コン プライアンス 委員会	本市における法令等遵守体制 の確立及び職員の公正な職務 の遂行の確保に関する重要な 事項についての調査及び審議 に関すること。	5 人以 内	2 年
	札幌市アイ ヌ施策推進 委員会	本市におけるアイヌ施策の実 施状況、アイヌ施策の見直し 及び新たなアイヌ施策につい ての審議に関すること。	10 人 以内	3 年
	札幌市乗合 バス路線維 持審査会	市内バス路線の維持の必要性 についての審査、市内バス路 線の維持に係る補助金の交付 申請に対する審査及び市内バ ス路線のうち特定の運行系統 の収支改善についての審議に 関すること。	5 人以 内	2 年
	札幌市入 札・契約等 審議委員会	工事その他の本市が行う調達 に関する入札及び契約の過程 並びに契約の内容の透明性並	5 人以 内	2 年

	びに本市における政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての審議に関すること。		
札幌市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号又は第2号の規定に基づく老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関すること。	6人以内	2年
札幌市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送についての調査及び審議に関すること。	12人以内	2年
札幌市健康づくり推進協議会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する健康増進計画その他本市の健康づくりに関する施策についての審議に関すること。	40人以内	2年
札幌市小児慢性特定疾患対策協議会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患の治療研究事業に係る対象者の認定についての審査及び治療研究事業の実施に関する必要な事項についての審議に関すること。	6人以内	1年

札幌市医療安全推進協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第1項に規定する医療安全支援センターの運営方針及び地域、医療機関等における医療の安全の推進についての審議に関すること。	12人以内	2年
札幌市予防接種健康被害調査委員会	本市が実施する予防接種による健康被害その他本市が実施する予防接種に関する必要な事項についての医学的な見地からの調査に関すること。	10人以内	2年
札幌市エイズ対策推進協議会	本市におけるエイズの感染の予防及びまん延の防止についての審議に関すること。	20人以内	2年
札幌市衛生研究所倫理審査委員会	衛生研究所が実施する疫学研究その他の医学研究についての倫理的及び科学的な観点からの審議に関すること。	5人以内	2年
市民動物園会議	円山動物園の運営方針についての審議に関すること。	10人以内	2年
札幌市大規模小売店舗の立地に係る生活環境影響評価専門家会議	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持についての審議に関すること。	8人以内	2年

	札幌市公共事業評価検討委員会	本市における公共事業（国からの補助金又は交付金の交付の対象となるものに限る。）について、その効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から再評価を実施するものに係る対応方針についての審議に關すること。	6 人以内	2 年
	札幌市住まいの協議会	本市における住宅施策についての審議に關すること。	1 2 人以内	2 年
	札幌市救急業務検討委員会	本市における救急業務に係る施策についての審議に關すること。	3 0 人以内	2 年
教育委員会	札幌市学校給食運営委員会	本市の学校給食の運営に關する必要な事項についての審議に關すること。	1 5 人以内	1 年
	札幌市学校結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての審議に關すること。	2 0 人以内	3 年
	札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会	市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒について、いじめその他の理由により、その生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態及び相当の期間において市立学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態に係る調査及び審議並びにこれらの事態の防止対策について	1 0 人以内	2 年

		の審議に関すること。		
	札幌市幼児 アセスメン ト委員会	私立幼稚園における特別な 教育的支援を必要とする幼 児に係る支援の内容、支援の 必要性及び支援計画の作成 に係る助言についての審議 に関すること。	25人 以内	2年
水道事業管 理者	札幌市水道 施設整備事 業評価委員 会	本市が実施する水道施設整 備事業（国からの補助金の交 付の対象となる事業に限 る。）について、その効率的 な執行及びその実施過程の 透明性の一層の向上を図る 観点からの評価を行うため の審議に関すること。	5人以 内	2年
病院事業管 理者	市立札幌病 院倫理委員 会	市立札幌病院が実施する医 学研究及び医療行為につい ての倫理的及び科学的な観 点からの審議に関すること。	12人 以内	2年
	市立札幌病 院臨床研究 審査委員会	市立札幌病院が実施する治 験並びに医薬品及び医療機 器を使用する臨床研究及び 調査についての倫理的、科学 的及び医学的な観点からの 審議に関すること。	20人 以内	1年

別表 2 (第 2 条関係)

番号	附属機関	所掌事務	定数	任期
1	受託者の選定に係る委員会	本市が発注する業務等に係る受託者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに 15 人以上	委嘱され、又は任命された日から受託者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
2	本市財産の使用者等の選定に係る委員会	本市の財産、権利等を使用させ、又は譲渡する相手方の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに 15 人以上	委嘱され、又は任命された日から相手方が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
3	補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会	本市が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに 15 人以上	委嘱され、又は任命された日から交付対象者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
4	適格者、適任者等の選考に係る委員会	本市の各分野における功労者の選考その他の功績、実績、適性、能力、経験等を踏まえた適格者、適任者等の選考（1 の項から 3 の項までに規定する選定に係るものを除く。）及びこれに伴う事	それぞれの委員会ごとに 15 人以上	委嘱され、又は任命された日から適格者、適任者等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで

		務についての審査又は審議に関すること。		
5	作品、実演等の選考に係る委員会	作品、実演等の選考（1の項から3の項までに規定する選定に係るものを除く。）及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに15人以上	委嘱され、又は任命された日から作品、実演等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで



札幌市救急業務検討委員会規則を次のように制定する。

平成26年10月6日

札幌市長

上田文雄

札幌市規則第70号

札幌市救急業務検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、札幌市救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(作業部会)

第6条 条例第6条第1項の規定により設置する作業部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名した者をもって組織する。

2 作業部会に部会長及び副部会長各1人を置き、作業部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、作業部会を代表し、作業部会の事務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長及び副部会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、作業部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 第3条及び第4条の規定は、作業部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「作業部会」と、第3条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、消防局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の委員会に相当する合議体の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの規則の施行の日に委員会の委員長又は副委員長として定められたものとみなす。

3 前項の規定は、第6条第1項の規定による作業部会の委員の指名並びに同条第2項の規定による部会長及び副部会長の選任について準用する。

札幌市救急業務検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市救急業務検討委員会規則（平成26年規則第70号）第8条の規定に基づき、札幌市救急業務検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 札幌市救急業務検討委員会は、札幌市における救急業務の高度化推進、病院前救護の充実・強化及び救急救命士を含む救急隊員等が行う応急処置等の質の保証を図り、救命効果の向上に資するため、救急業務のあり方について、医学的観点等の専門的な見地から多角的に検討を行うことを目的とする。

(委員)

第3条 委員は、救急隊員等の病院前救護及びメディカルコントロール体制に精通する札幌市医師会会員、札幌市三次救急医療機関の医師及び救急医療に関わる機関等の職員のうち、札幌市医師会等の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(検討事項)

第4条 委員会は、その目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 救急隊と医療機関との連携に関すること。
- (2) 救急業務の実施及び検証体制に関すること。
- (3) 救急業務の高度化推進に関すること。
- (4) 救急隊員等の教育・研修体制に関すること。
- (5) 病院前救護のあり方に関すること。
- (6) 市民に対する応急手当の普及啓発に関すること。
- (7) その他必要な事項。

(作業部会)

第5条 作業部会は、委員会の指示に基づき調査検討を行い、必要に応じて、その結果を委員会に報告する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることができる。

附 則

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。